平成２３年（フ）第７０１７号
大阪市大正区鶴町４丁目11番２―1107号、前住所大阪市大正区小林西１丁目７番16号
破産者　三田村みつゑ
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０１８号
大阪市大正区平尾５丁目５番８号　ハイツおのころ201号
破産者　三田村　衛
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５３５号
大阪市西淀川区出来島１丁目11番17―1004号
破産者　有福　純子
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２９号
大阪府藤井寺市川北１丁目34番地の５、前住所大阪府柏原市大字高井田504番地の１
破産者　ＧＲＳこと　石井　光久
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３９４号
大阪府松原市上田２丁目11番11号
破産者　汐見　朋洋
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３３６号
兵庫県西宮市甲子園七番町16番10号
破産者　西本スミ子
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６４６号
兵庫県宝塚市逆瀬川２丁目４番８―１号エス101号、開始決定時の住所兵庫県宝塚市寿楽荘８番13号
破産者　善見　晏久
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８０３号
兵庫県姫路市香寺町犬飼471―１ハイツエトワール105号室、住民票上の住所兵庫県尼崎市塚口本町３丁目18番７号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市北大物町２番３号
破産者　松島　良和
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４８８号
愛媛県松山市水泥町２番地18
破産者　泉　　洋子
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１４号
北九州市小倉北区大田町14番15―403号、開始決定時の住所北九州市小倉北区熊谷１丁目34番18号
破産者　矢野　　隆
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２８号
北海道岩内郡岩内町字東山73番地の10
破産者　吉藤隆太郎
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２３年（フ）第１６８号
茨城県取手市西１丁目６番Ｂ―909号、前住所茨城県取手市白山３丁目９番38号
破産者　日比野　修
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１４０号
山梨県笛吹市一宮町金田1249番地１
破産者　米倉　豊晴
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６７号
兵庫県篠山市口阪本79番地１
破産者　井貝　満雄
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第５８号
長崎市琴海形上町1791番地７、開始決定時の住所長崎県雲仙市瑞穂町西郷丁１番地101
破産者　座間味　功
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第５０１号
熊本県八代市新浜町１番１号
破産者　下田　和子
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５０２号
熊本県八代市新地町２番５号　307
破産者　下田　浩子
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係